

公益社団法人日本心理学会 学術大会優秀発表賞選考規則

- 1 公益社団法人日本心理学会は、主に若手研究者による研究発表の奨励と研究の質の向上を目的として、学術大会優秀発表賞及び学術大会特別優秀発表賞を設ける。
- 2 名称は以下のように定める。
 - (1) 名称を公益社団法人日本心理学会学術大会優秀発表賞（以下、優秀発表賞）及び公益社団法人日本心理学会学術大会特別優秀発表賞（以下、特別優秀発表賞）とする。
- 3 選考対象を以下のように定める。
 - (1) 優秀発表賞及び特別優秀発表賞の選考対象は一般研究発表（口頭発表及びポスター発表）とし、シンポジウム、ワークショップ、小講演などは対象としない。
- 4 選考の手続きは以下のように定める。
 - (1) 両賞は、常務理事会が別途定める方法で選んだ日本心理学会会員の評価に基づき常務理事会で決定する。
 - (2) 優秀発表賞は、当該年度の学術大会の一般研究発表のうち優秀なものを顕彰する。
 - (3) 優秀発表賞の内、特に優秀なものを特別優秀発表賞として顕彰することができる。
 - (4) 優秀発表賞及び特別優秀発表賞の選考の詳細は別に定める。
- 5 ある個人が、複数の発表で同時受賞することを妨げない。
- 6 顕彰方法については以下のように定める。
 - (1) 特別優秀発表賞・優秀発表賞の授賞者には、授賞決定後ただちに通知するとともに“心理学研究”誌で公表する。
 - (2) 特別優秀発表賞の顕彰は、次年度年次大会の会員集会において行う。
 - (3) 特別優秀発表賞の授賞者には、賞状と記念品を贈呈する。
- 7 本規則の改正は、常務理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規則は2013年4月1日より施行する。
- 2 本規則の改正は、2014年1月26日より施行する。
- 3 本規則の改正は、2018年6月11日より施行する。